学費軽減制度 Q & A

Q 申請書類はどのようにもらえるのですか。

A 学校事務室より保護者宛てでご家庭に送付いたします。
（就学支援金・東京都授業料軽減助成金は６月末頃、経済援助奨学金は９月頃）

Q 助成金は条件が該当していれば、入学時より授業料等の部分は無償化になりますか。

A それぞれの助成金の受給の決定は１０月～１２月頃となるため、
それまでは校納金の納入スケジュール通り、お納めいただきます。

Q 「市町村民税の課税標準額」、「市町村民税の調整控除の額」は、どんな書類を見ればわかりますか。

A 「(非)課税証明書」（市区町村の住民税の窓口で発行）等にてご確認ください。

Q ３つの助成金は返済義務はありますか。

A 給付金制度ですので、返済義務はございません。

Q 助成金は毎年度申請が必要ですか。

A 毎年度申請が必要です。

このほか、質問等ございましたら
お電話、ホームページ、説明会会場にて
お問い合わせください。

都の支援　東京都 受験生チャレンジ支援貸付事業

こちらは、一定所得以下の世帯で、進学予定のある中学３年生・高校３年生が利用する学習塾などの受講料や、高校・大学の受験料を貸付（無利子）し、子どもたちへの支援を目的とした事業です。入学をした場合は返済が免除されます。

貸　付　金　額：「学習塾等受講料」200,000円（上限）
「受験料（中学３年生）」 27,400円（上限）

申込先：お住いの区市町村窓口

お問い合わせ先：東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉課　03-5320-4072

中学3年生 高校3年生 を対象に塾費用や受験料の貸付を **無利子** で行います!!

さらに高校・大学に入学した場合 **返済が免除** されます!!

正則高等学校
SEISOKU High School
〒105-0011　東京都港区芝公園3-1-36
TEL.03-3431-0913　FAX.03-3432-6067

ご存知でしたか？　私学はいま、こんなに身近になっています。

国の助成 ＋ 都の助成 ＋ 本校の助成

最大651,000円が軽減されます！

学費軽減制度について

正則高等学校

すべての生徒に「学ぶ機会」を。

正則高校の年間学費は国・都の助成制度、または本校独自の奨学金（給付）制度を利用することで負担を大幅に軽減できます。

国の助成 就学支援金

制度の詳細については Webサイトにて ご確認ください

受給資格者	日本国内に住所があること
受給要件	**①年収の目安：約590万円未満** 「区市町村民税課税標準額×6%」−「区市町村民税調整控除相当額」＝**154,500円未満の世帯** **②年収の目安：約590万円〜約910万円未満** 「区市町村民税課税標準額×6%」−「区市町村民税調整控除相当額」＝**304,200円未満の世帯**
受給額（年額）	① **396,000円**　② **118,800円**
申請に関して	学校より1年生は4月と6月末、2・3年生は6月末に各ご家庭へ申請書類を送付いたします。 申請はe-shien(web)申請となります。

都の助成 授業料軽減助成金

制度の詳細については Webサイトにて ご確認ください

受給資格者	保護者等（申請者）と生徒が、申請年度の5月1日から申請時まで引き続き東京都内に居住している方
受給要件	所得制限なし
受給額（年額）	**最大468,000円**　※就学支援金との合計で本校の授業料が上限となります
申請に関して	毎年６月末に学校より各ご家庭へ申請書類を送付いたします。 提出先は東京都私学財団へweb申請となります。

※都外在住の方は、お住まいの県や市町村の助成制度をお確かめください。

本校の助成 経済援助奨学金Ａ（正則高校独自の制度）

受給資格者	年間を通して本校に在学している生徒（年度途中の転退学者は返還になります）
受給要件	**年収の目安：約590万円未満** 「区市町村民税課税標準額×6%」−「区市町村民税調整控除相当額」＝**154,500円未満の世帯**
受給額（年額）	**183,000円**
申請に関して	毎年9月に学校より各ご家庭へ申請書類を送付いたします。提出先は学校となります。

学費軽減・助成制度活用イメージ（東京都在住の方）

	【年収目安※1】590万円未満	【年収目安※1】590万円〜910万円未満	年収910万円以上	本校の年間学費
就学支援金	軽減額 396,000円	軽減額 118,800円	0円 受給できません。	授業料※2 468,000円（117,000円×４期）
授業料軽減助成金	軽減額 72,000円	軽減額 349,200円	軽減額 468,000円	
経済援助奨学金Ａ	軽減額 183,000円			教育拡充費※2 180,000円（45,000円×４期） 冷暖房費※3 3,000円
軽減額合計	651,000円	468,000円	468,000円	

※１：保護者１人のみ給与収入がある４人世帯（夫婦と子２人）をモデルにした例です。
※２：校納金に含まれます。４月・７月・10月・１月の４期に分けてお納めいただきます。（口座振替）
※３：校納金の４月納入分に含まれます。
※入学金、教材費、積立金などは別途発生いたします。

校納金口座振替・助成金受給スケジュール（2024年度）

- **4月**　「第1期校納金」口座振替
- **7月**　「第2期校納金」口座振替
- **10月**　「第3期校納金」口座振替
- **10月〜12月下旬**　「東京都授業料軽減助成金」都から保護者口座へ直接送金
- **1月**　「第4期校納金」から「就学支援金」「経済援助奨学金Ａ」を充当

本校の助成 経済援助奨学金Ｂ（正則高校独自の制度）

入学後、家計状況が急変し学業継続が困難なご家庭の生徒への返済不要の奨学金です。所得の制限はありません。